## 沖縄県への緊急事態宣言区域指定に伴う対応

## 生涯学習振興課関連

令和3年5月23日(日)

- 1. 町立施設
  - ①町コミュニティーセンター
  - ②綱曳資料館
  - ③与那原町上の森かなちホール
  - ・上記①~③は臨時休館(但し、健康保険課事業の実施は認める)
  - ④町立図書館
  - ・臨時休館(但し、電話予約、ウェブ予約のみ受付、玄関先で受け渡し)
  - ⑤学校体育施設(小中学校体育館・グラウンド)
  - ⑥社会体育施設(東浜野球場・テニスコート、青少年広場)
    - ・上記⑤~⑥は貸出停止(但し、⑪のスポーツ少年団の活動は認める。)
  - ⑦観光交流施設(体育館・テニスコート・ゲートボール場)
  - 臨時休館 貸出停止
- 2. 町事業
  - ⑧高齢者学級上の森学園
  - 開校再延期
  - ⑨きら☆きらり子ども教室(放課後子ども教室)
  - 休止継続
  - ⑩学校支援ボランティア派遣
  - ・内容によって個別に判断
  - ⑪スポーツ少年団
  - ・原則活動停止とする。ただし、8月末迄に開催される九州・全国大会の予選を兼ねた地区大会、県大会等に出場する場合に限り活動を認める。
  - ・大会参加は、各競技団体等が発出するガイドラインや大会要項等に則り、指導者と保護者で十分に協議を行い、参加の判断を行うこと。
- ※ 令和3年5月23日(日)から適用し、今後の感染状況を見ながら終了時期や 対応変更を判断する。